

山形県文化基本条例素案（未定稿）

文化は、人々に喜びや感動、精神的な安らぎをもたらし、感性や創造力を育み、人と人が互いに理解し、尊重し合うための社会の礎である。また、私たちが地域固有の文化を知ることは、地域への誇りや愛着を育み、精神的な拠りどころとなる。文化は私たちの生活に欠くことができない大切なものである。

私たちは、古より山や川、草木などの自然を崇め自然と共に生きてきた。その自然への畏敬や感謝の心を「草木塔」に込め、「出羽三山信仰」に表し、精神性豊かな文化を創り上げてきた。国宝「縄文の女神」は、縄文の昔にも精神文化が存在したという貴重な証である。

県土を貫いて流れ日本海に注ぐ最上川の舟運は、稲作、紅餅、上方の雛人形など様々な文化的資産を各地に遺した。また、黒川能、県郷土館「文翔館」をはじめとする有形、無形の数多くの文化財が県内各地で大切に守り継がれている。職人が受け継いできた山形鋳物、置賜紬などの伝統工芸品や地域に伝わる郷土料理、伝統野菜などの食文化もまた誇れる本県の文化である。

このように豊かな文化が育まれてきた自然や風土のもと、本県では、歌人や作家、写真家など日本を代表する文化人を輩出し、県内外の文化の発展に寄与している。

さらに、山形交響楽団や美術館などによる質の高い芸術活動、国際的な映画祭や特色ある芸術祭、デザインという新たな分野にも国内外から注目が集まるようになり、本県の文化は多様な広がりを見せている。伝統的な文化の現代社会における意義や新しい文化との融合などを思索しつつ共に発展させていくことが肝要である。

一方、人口減少の克服に向けた地方創生の取組みが進められる中、地域の絆を形づくるもの、自然と人との絆を見つめ直すものとして文化への認識を新たにする必要がある。加えて、経済の活性化、観光の振興、生涯現役を支える健康と生きがいづくりなど文化が社会に果たす役割はますます重要となっている。

日本遺産やユネスコ無形文化遺産の認定、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、交流人口の拡大へ向けた機運が高まりを見せる中、本県の文化活動の拠点となる山形駅西口拠点施設（仮称）の開館を契機とし、私たちは、文化活動の主役は県民であることを再認識し、文化に関わる多様な主体が思いを一つにして、本県文化の推進に取り組んでいかなければならない。

ここに、私たちは、先人たちの努力の積み重ねによって育まれた県民共通の財産である本県の文化を未来へ守り継ぐとともに、その多様な可能性を人づくり、社会づくりに活かし、本県文化の一層の発展と創造を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化の推進（文化を保護及び継承し、並びに振興し、発展させ、又は創造することをいう。以下同じ。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな県民生活、活力ある地域社会の実現及び経済活性化に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化の推進に当たっては、県民が文化に関する活動（以下「文化活動」という。）の主体であるという認識の下、県民の自主性及び創造性が尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。

2 文化の推進に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、等しく、生涯を通じて、文化を鑑賞し、及び創造し、並びに文化活動に参加することができる環境の整備が図られなければならない。

3 文化の推進に当たっては、本県文化に対する県民の理解を深め、文化を通じて、郷土への愛着や誇り、地域の絆がはぐくまれるよう配慮されなければならない。

4 文化の推進に当たっては、本県の風土と歴史にはぐくまれてきた特色ある多様な文化が、県民の共通財産として、保護、継承、発展が図られなければならない。

5 文化の推進に当たっては、本県の文化が広く国内外に認知されるよう、本県文化の積極的な発信及び文化を通じた多様な交流の拡大が図られなければならない。

6 文化の推進に当たっては、文化により生み出される多様な可能性を地域の活性化に生かすことを旨として、文化の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

7 文化の推進に当たっては、県民、文化の推進を図るために文化活動を行う者及び団体（以下「文化団体等」という。）、教育機関、事業者及び県が、それぞれの役割を担い、又は責務を果たすとともに、相互の連携及び協力が図られるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第 3 条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、文化に関する施策の策定及び実施に当たっては、広く県民の意見が反映されるよう十分配

慮するものとする。

3 県は、国及び他の都道府県と連携し、及び協力して、文化に関する施策を効果的に推進するものとする。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、文化についての理解と関心を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化活動を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(文化団体等の役割)

第5条 文化団体等は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的な文化活動の充実を図るとともに、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第6条 教育機関は、基本理念にのっとり、文化に親しむことを通じて、子どもがその感性を磨き、及び創造性を培うことができるよう子どもの感性及び創造性を育むことができるよう、学習体験その他の文化に接する機会の創出に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、文化についての理解と関心を深めるとともに、その事業活動における文化活動への参画又は支援を通じて、文化の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第8条 県は、文化に関する施策の推進に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村がその地域の特性に応じた文化に関する施策を策定し、及び実施するための助言その他の必要な協力を行うものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、文化に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 文化推進基本計画

(文化推進基本計画)

第10条 県は、文化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化に関する施策に係る基本的な計画を定めるものとする。

第3章 文化に関する基本的施策

第1節 文化の振興

(芸術の振興)

第11条 県は、文学、音楽、美術、書道、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化等の振興)

第12条 県は、華道、茶道その他の生活に係る文化、囲碁、将棋その他の国民的娯楽及び講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能等の継承及び発展)

第13条 県は、雅楽、能楽、歌舞伎その他の伝統芸能及び年中行事、民俗芸能その他の地域の伝承文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(特色ある文化の継承及び発展)

第14条 県は、山岳信仰等にみられる本県の精神文化（自然を尊び、自然に感謝する心が生み出した文化をいう。）、本県の舟運により築かれた文化、伝統的な技術又は技法等による伝統工芸、地域の豊かな食文化その他の本県の特色ある文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第15条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(デザイン（意匠）の保存及び活用)

第16条 県は、服飾、家具、工芸品、建築その他の物件が持つ文化的価値が高いデザインの保存及び活用を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

第2節 文化に親しむ環境づくり

(県民の文化に親しむ機会の充実)

第17条 県は、広く県民が文化を鑑賞し、創造し、又は文化活動に参加する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設の機能充実及び活用促進)

第18条 県は、美術館、博物館、音楽堂その他の文化施設の充実及び活用の促進が図られるよう努めるものとする。

(文化情報の収集及び提供)

第19条 県は、本県における文化活動の促進を図るため、文化に関する情報を収集し、及び提供する

ものとする。

(事業者による文化活動等の促進)

第20条 県は、事業者が事業又は社会貢献の一環として行う文化活動及び文化活動に対する支援を促進するものとする。

第3節 文化を育む人づくり

(県民の文化発信力の向上)

第21条 県は、県民による本県の文化の発信を促進するため、本県の文化に関する普及啓発、郷土の歴史及び文化を学ぶ機会の創出その他の県民の本県の文化に対する理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの文化体験機会の充実)

第22条 県は、子どもたちが、豊かな創造性及び感性並びに地域への愛着及び誇りをはぐくむことができるよう、幼少期から文化を鑑賞及び体験する機会を創出するなどの必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者及び障がい者の文化活動への参加意欲の醸成)

第23条 県は、高齢者及び障がい者が、生涯を通じて文化活動に参画することができるよう、文化活動を行う意欲の醸成及び環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(文化の担い手、指導者等の育成及び確保)

第24条 県は、文化活動の指導者、文化活動に関する企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化の担い手の育成及び確保に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、文化に関するボランティア活動の推進が図られるよう努めるものとする。

(顕彰)

第25条 県は、文化活動で顕著な成果を収めた者その他文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

第4節 文化を活用した地域社会づくり

(文化の活用による地域活性化)

第26条 県は、文化を活用した地域住民等による地域の活性化の取組を推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化に関する交流の推進)

第27条 県は、本県文化活動の発展と向上を図るため、文化にかかる県内外との交流を推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化の活用による経済活性化)

第28条 県は、文化が地域経済の活性化に資するよう、文化を活用した産業の創出、地域産業との連携その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化の活用による観光振興)

第29条 県は、国内外からの来訪者の拡大を図るため、本県の特色ある文化が観光資源として活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(文化情報の発信)

第30条 県は、観光や産業の振興等を図るため、本県の文化的資源に関する情報を国内外に向けて積極的に発信するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第31条 県は、文化に関する施策の推進に必要な体制の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。